

## 国民健康保険または 後期高齢者医療保険 に加入の皆様へ②

### 外来診療の 限度額適用について

4月1日から、ひとつの医療機関において外来診療を受け、医療費が限度額を超えた場合、窓口でのお支払いが限度額までとなります。

〈3月31日まで〉

ひとつの窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、いったんその額をお支払いいただき、超えた部分については高額療養費として支給します。

〈4月1日から〉

保険証や認定証（国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）を病院や薬局で提示することで、窓口でのお支払い金額が自己負担限度額までとなります。（ただし、複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関ごとに算定します。）

#### ◇手続きなどについて

##### 【周防大島町国民健康保険の被保険者】

	事前の手続き	提示するもの
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯の方	健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所で認定証の申請手続きを行ってください。	保険証と認定証を病院や薬局の窓口へ提示してください。
70歳以上の課税世帯の方	必要ありません。	保険証と高齢受給者証を病院や薬局の窓口へ提示してください。

##### 【後期高齢者医療制度の被保険者】

	事前の手続き	提示するもの
非課税世帯の方	健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所で認定証の申請手続きを行ってください。	保険証と認定証を病院や薬局の窓口へ提示してください。
課税世帯の方	必要ありません。	保険証を病院や薬局の窓口へ提示してください。

※すでに認定証の交付を受けている方は、有効期限内はそのままご使用ください。

#### ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

### 70歳から74歳までの 国保に加入されている方 の窓口負担について 平成24年度は 引き続き1割負担です

70歳から74歳までの国保に加入されている方の窓口負担を変更（平成20年4月から1割を2割）する法改正が4年間凍結されていましたが、さらに1年間凍結されました。（既に3割負担の方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。）

3月下旬に『2割（平成24年7月31日までは1割）』（※注）と表示した高齢受給者証を、該当者の方へ送付いたしますので、ご確認の上、ご使用ください。

（※注）この受給者証は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得に応じて負担割合1割または3割を判定し更新しています。（8月1日から2割負担になるという意味ではありません。）

#### ◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班  
☎0820(77)5502